

富士見市の環境



令和元年度 富士見市環境問題啓発ポスター
最優秀賞作品「誰のせい？」 山本 美空さん

【令和2年版〈令和元年度実績〉】
富士見市

環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が会う、豊かな自然のなかで、幾世代もの人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えています。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成 12 年 4 月 10 日
(平成 12 年度市制記念日式典にて宣言)

市の木『けやき』

けやきは、古くから富士見市に自生しており、現在においても市内でよく見かけます。成長が早く雄大な樹姿は、富士見市の発展との結びつきを感じさせます。また、昔は一本のけやきが一家の生計を救うこともあったという貴重な木でもあります。

(昭和 57 年 4 月 10 日市制施行 10 周年記念制定)



市の花『ふじ』

優雅さと気品をそなえており、ひとつひとつの花が集まって咲く様子が、人と人との語り合いや団結を感じさせ、富士見市民がひとつひとつの花のように思われます。

(昭和 57 年 4 月 10 日市制施行 10 周年記念制定)



市の鳥『かわせみ』

市内を流れる新河岸川、柳瀬川、びん沼川などの水辺で見られる色鮮やかな鳥で、愛嬌ある姿で誰からも愛され親しまれる鳥です。未来に向かってキラリとかがやき続ける市をイメージし、自然愛護のシンボルとしてもふさわしいことなどから、市の鳥に定められました。

(平成 24 年 4 月 10 日市制施行 40 周年記念制定)



目 次

第1章 総説.....	1
1. 富士見市の概要.....	1
(1) 地勢.....	1
(2) 交通.....	2
(3) 人口.....	2
(4) 地目別土地面積の割合.....	2
2. 第2次富士見市環境基本計画の概要.....	3
(1) 基本理念.....	3
(2) 望ましい環境像.....	3
(3) 基本目標.....	3
(4) 施策の体系.....	4
(5) 計画の推進.....	5
1) 富士見市環境施策推進市民会議.....	5
2) 富士見市環境審議会.....	5
3) 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会.....	5
4) 行政(担当課).....	5
第2章 施策の展開.....	6
基本目標1 : まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します.....	6
基本方針(1) 資源を大切にしよう.....	6
基本方針(2) 温室効果ガス吸収源対策に取り組もう.....	9
基本方針(3) ごみを減らそう.....	10
基本方針(4) スマートムーブに取り組もう.....	14
基本目標2 : 自然と共生するまちを目指します.....	15
基本方針(5) 生き物を守り育てよう.....	15
基本方針(6) 里地里山を守り育てよう.....	17
基本方針(7) 水環境を大切にしよう.....	21
基本目標3 : 快適な生活を送れるまちを目指します.....	23
基本方針(8) 快適な生活空間を創ろう.....	23
基本方針(9) 健全な生活を送ろう.....	28
基本目標4 : みんなで学び、行動するまちを目指します.....	35
基本方針(10) みんなで力を合わせて行動しよう.....	35
基本方針(11) 環境について学ぼう・話し合おう.....	36
基本方針(12) みんなで計画を実行し、評価しよう.....	37
資 料.....	38

第1章 総説

1. 富士見市の概要

(1) 地勢

本市は、埼玉県の南東部、首都30キロメートル圏に位置し、東は荒川を挟んでさいたま市に、北は川越市とふじみ野市、西は三芳町、南は志木市にそれぞれ接しています。面積は19.77平方キロメートルで、県全体の面積に対する割合は0.52パーセントです。

地形は、南西部の武蔵野台地と北東部の荒川低地に大きく分かれており、台地部はさらに諸河川の分断により、独立した小台地となっています。洪積層からなる武蔵野台地は、明治・大正初期には台地林が帯状に連なり、広大な雑木林を形成していましたが、現在はその大半が住宅地と畑作地帯で構成されています。一方、沖積層からなる荒川低地は、さいたま市との市境を流れる荒川と、江戸と川越地域を結ぶ重要な交通路であった新河岸川という、2つの1級河川を擁する水田地帯となっています。荒川が現在の市境を流れるようになったのは、江戸時代に行われた河川改修によるもので、それ以前の荒川はびん沼川として、その面影をわずかに残しています。

地質は、台地部が火山灰の風積からなる赤土（ローム）でおおわれているのに対して、低地部は主に黒泥層により形成されています。これは、氷河期の後期に起きた海面上昇により、低地部が海になっていたことによるもの（縄文海進）であり、台地縁辺部には縄文時代の人びとの生活を今に伝える貝塚などの遺跡が数多く残存しています。

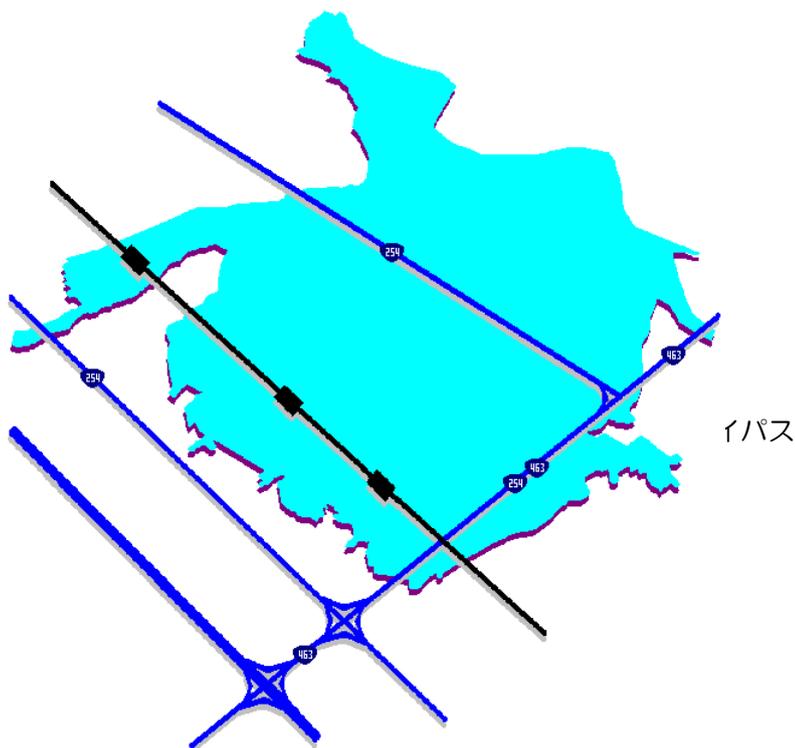


北緯	35度51分25秒	東経	139度32分58秒	海拔	4m~25m
東西	7.0km	南北	6.8km	面積	19.77km ²

(2) 交通

鉄道は、東武東上線が南北に通過しており、みずほ台・鶴瀬・ふじみ野の3駅が設置されており、池袋まで30分となっています。また、これまでの地下鉄有楽町線に加え、平成20年6月に地下鉄副都心線と、平成25年3月に東急東横線、横浜高速みなとみらい線との相互直通運転が開始したことにより、渋谷まで45分、横浜まで70分と交通の利便性が高まっています。

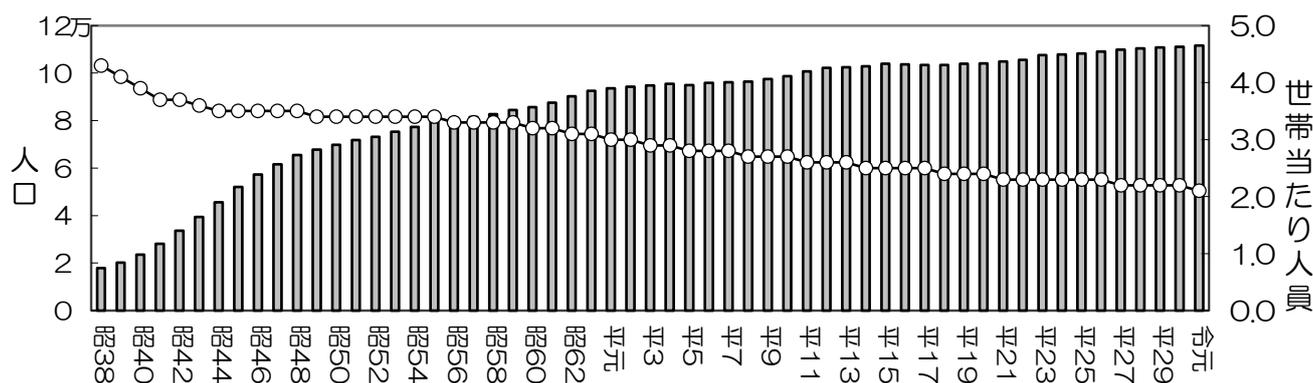
道路は、周辺都市を結ぶ主要な道路として、南北方向に国道254号（川越街道）、富士見川越道路（国道254号バイパス）が、東西方向に国道463号（浦和所沢バイパス）が通っています。



(3) 人口

人口は、令和元年9月30日時点で111,674人、52,049世帯となっています。昭和30年代から大規模団地の建設などにより、都市化と人口の急増が進んできましたが、近年は、人口も落ち着きを見せ、ほぼ横ばいから微増となっています。また、世帯当たりの人員は減少傾向にあり、単身世帯や核家族の増加が考えられます。

人口と1世帯当たりの人員の推移（単位：人）



(4) 地目別土地面積の割合



2. 第2次富士見市環境基本計画の概要

地球規模化・複雑化する環境問題を解決し、本市に住む・働く・学ぶ人びとが自然からの恵みを楽しみ、将来にわたって快適な生活を維持することができるよう、「第2次富士見市環境基本計画」を策定し、各種施策を展開しています。

(1) 基本理念

1. 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

【富士見市環境基本条例第3条】

(2) 望ましい環境像

本市は武蔵野台地と荒川低地が出会い、その境界の斜面林にはいくつもの湧き水が存在する都市近郊では貴重な湧き水が存在するまちです。引き続き、湧き水を保全し、自然豊かな里と都市形成の調和を図りながら、将来にわたって持続的に発展する社会を目指します。

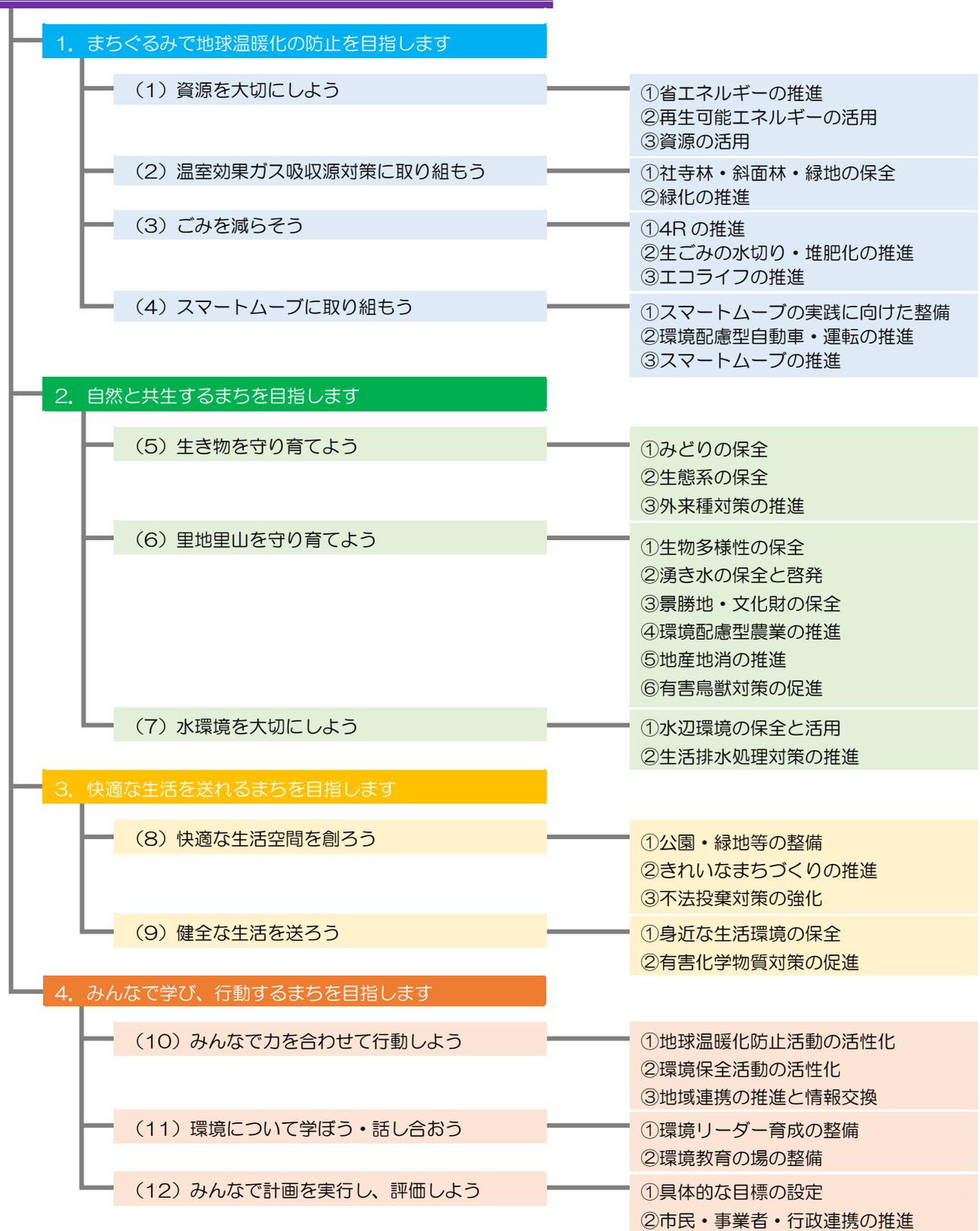
いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見

(3) 基本目標

1. まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します。 【低炭素社会・循環型社会の構築】
2. 自然と共生するまちを目指します。 【良好で持続可能な環境の社会構築】
3. 快適な生活を送れるまちを目指します。 【快適で安全安心な生活環境の社会構築】
4. みんなで学び、行動するまちを目指します。 【協働社会の構築】

(4) 施策の体系

望ましい環境像『いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見』



(5) 計画の推進

計画を推進するため、市民・事業者・行政・富士見市環境施策推進市民会議がそれぞれの立場から役割を果たすとともに、相互に連携・協働して、積極的に環境の保全と創造に取り組むことを基本とします。

また、計画の進捗管理を行うため、以下の組織において各種取組状況の検証や評価、改善などを行います。

1) 富士見市環境施策推進市民会議

環境に関する取組みに対して知識と意欲を持って進める協働組織として、市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもとで連携・協力し、お互いの自主的な行動を推進します。

2) 富士見市環境審議会

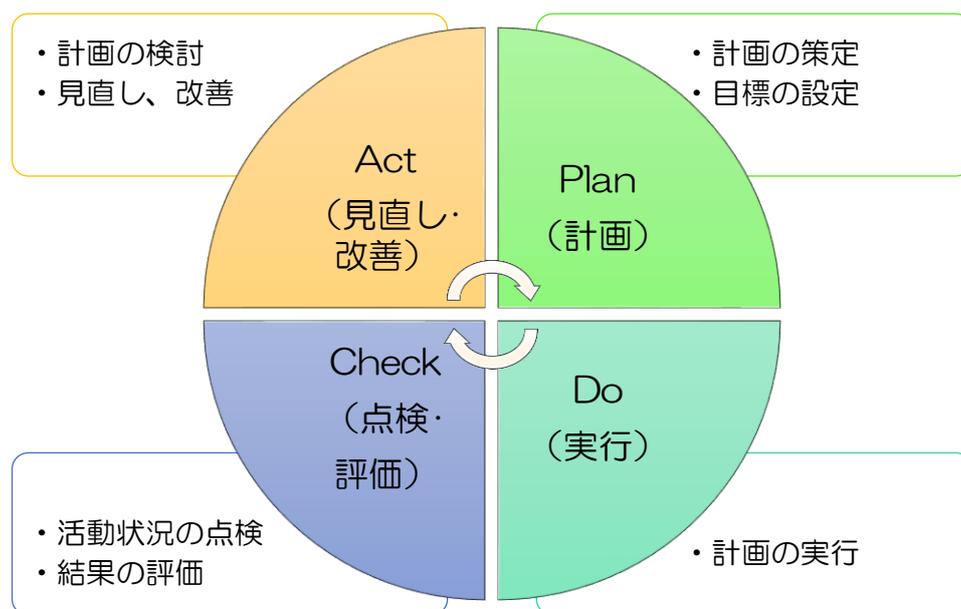
市長からの諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項を調査し、審議します。
また、環境の保全・創造に関する基本的事項について必要に応じ市長に意見を述べます。

3) 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

行政内部の総合的な調整を行う組織で、環境に関する施策について検討・調整を行い、本計画の進行を管理します。

4) 行政（担当課）

本計画に基づく各種取組状況の検証・改善を行います。



第2章 施策の展開

基本目標1：まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します

地球規模で問題となっている温暖化は、わたしたちの日常生活から排出される温室効果ガスが原因とされています。わたしたち一人ひとりが、地球温暖化に対して深い関心を持ち、正しく理解し、その防止に向けて取り組むことが大切です。

基本方針（1） 資源を大切にしよう

地球温暖化の原因である温室効果ガスの主な排出源は、わたしたちが普段使用している自動車のほか、エアコン、テレビ、冷蔵庫等の電化製品の使用によるものです。社会全体でエネルギーの使用方法に対する見直しなどを行うことにより、低炭素化社会の実現に向けた取組みを推進することが重要です。

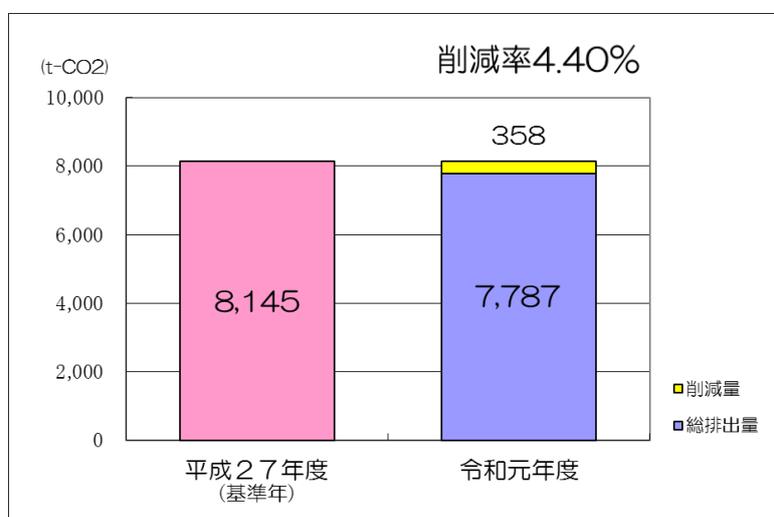
【所管】環境課、施設所管課、公用車保有課 ほか

① 省エネルギーの推進

ア 温室効果ガス排出量

「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、平成27年度を基準年とし、毎年1.6%の削減に努め、令和3年度までに全ての行政活動から排出される温室効果ガス排出量を基準年と比べ9.22%の削減を目指します。

令和元年度の温室効果ガス排出量は7,787 t-CO₂ となり、基準年に比べて4.40%の削減ですが、目標である6.25%の削減に届かない結果となっています。



イ エコライフ DAY

省エネ・省資源など、環境に配慮した一日を送り、簡単なチェックシートで温室効果ガス（二酸化炭素）の削減量を把握し、ライフスタイルを見直すきっかけを作る埼玉県との協働事業です。

富士見市環境施策推進市民会議と連携・協力し、小・中・特別支援学校の児童・生徒を中心に広く参加を呼びかけ、エコライフDAYに参加しています。

	参加者数（人）	削減量（kg-CO ₂ ）
エコライフDAY埼玉 2019（夏）	11,424	10,214
エコライフDAY埼玉 2019（冬）	9,959	9,645
合計	21,383	19,859

※参加者 1 人当たりの削減量：928 g-CO₂

ウ 低燃費車・低公害車の導入

本市で使用する公用車については、台数の削減を行うとともに、低燃費車・低公害車への切り換えを順次行うことにより、環境負荷の低減に努めています。

平成31年4月1日時点で使用している公用車99台のうち、ハイブリッド車を3台、低燃費車を76台、天然ガス自動車を1台導入しています。

② 再生可能エネルギーの活用

ア 再生可能エネルギー等補助金

家庭における温室効果ガス排出量の削減を図るため、地球温暖化の防止に役立つ機器（太陽光発電システムなど）を設置し、創エネ・省エネ活動に取り組む市民に対して補助金を交付しています。

年 度	交付件数	内 訳	交付額
平成 27 年度	104 件	太陽光発電システム	520 万円
平成 28 年度	55 件		275 万円
平成 29 年度	62 件	太陽光発電システム HEMS（H29～）	360 万円
平成 30 年度	76 件	太陽光発電システム HEMS 定置用リチウムイオン蓄電池（H30～）	463 万円
令和元年度	66 件	太陽光発電システム HEMS 定置用リチウムイオン蓄電池 電気自動車（R1～）	478 万円

イ 公共施設における太陽光発電システムの設置状況
 太陽光発電システムを導入している公共施設は次のとおりです。

施設名	発電容量
市民文化会館キラリ☆ふじみ	30kW
ふじみ野交流センター	10kW
つるせ台小学校	10kW
鶴瀬西交流センター	5kW



学校に設置した太陽光パネル

③ 資源の活用

ア 落ち葉の堆肥化

学校などの施設において、落ち葉を堆肥化し、花壇や植樹、学校ファーム等に活用しています。

令和元年度は小学校4校・中学校2校と、石井緑地公園（約1.4 t）で堆肥化を行っています。引き続き、落ち葉の活用方法を検討していきます。



イ 公園剪定枝のチップ化

公園で剪定された枝葉をチップ化し、ぬかるみ対策や雑草対策として公園などの施設に撒いています。

令和元年度は約31 tをチップ化し、資源として活用しています。



基本方針（２） 温室効果ガス吸収源対策に取り組もう

植物には、成長するために二酸化炭素を吸収し、葉から水分が放出され水蒸気になるときに周りの熱を奪う働きがあるため、地球温暖化を防止する取組みとしても有効です。市内に残された社寺林や斜面林などの保全に努めるとともに、公共施設をはじめ、住宅や事業所への壁面緑化を推進することが重要です。

【所管】まちづくり推進課、施設所管課、環境課 ほか

① 社寺林・斜面林・緑地の保全

ア 保存樹木・保存樹林の指定

良好な自然環境の保護と維持を行うため、市内の保存すべき樹木・樹林の指定を行い、適切な維持管理のための助成金を交付しています。

保存樹木の指定状況（樹種別）

樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数
ケヤキ	39本	シラカシ	3本	イヌシデ	1本	ムクノキ	1本
クスノキ	3本	イチョウ	16本	エノキ	1本	スギ	2本
イトヒバ	1本	ヤナギ	1本	サクラ	6本	ヒマラヤスギ	2本
カヤ	1本	スダジイ	1本				

保存樹林の指定状況

面積 42,055㎡（大字水子156 など）

樹種 クヌギ・コナラ



保存樹林

② 緑化の推進

ア 公共施設における壁面緑化

壁面緑化は、太陽光を遮ることにより室内の温度上昇を防ぎ、夏期の電気使用量などを抑えることができるとともに、地球温暖化を防止する取組みとしても有効です。

本市では、より多くの方々に壁面緑化を通じて地球温暖化に対する関心を持っていただくよう、平成20年度から壁面緑化に取り組んでいます。

令和元年度は、公共施設15施設（公民館、保育所など）、小学校7校で実施しています。



庁舎の壁面緑化

基本方針（3） ごみを減らそう

大量生産・大量消費社会がもたらした物質的な豊かさの代償ともいえる「ごみ問題」は、自然環境を破壊し、人類を含めた生態系と地球の未来をおびやかしています。ごみ処理に伴う環境負荷を低減するため、ごみの削減に向けた取組みを推進することが重要です。

【所管】環境課、学校給食センター、施設所管課

① 4Rの推進

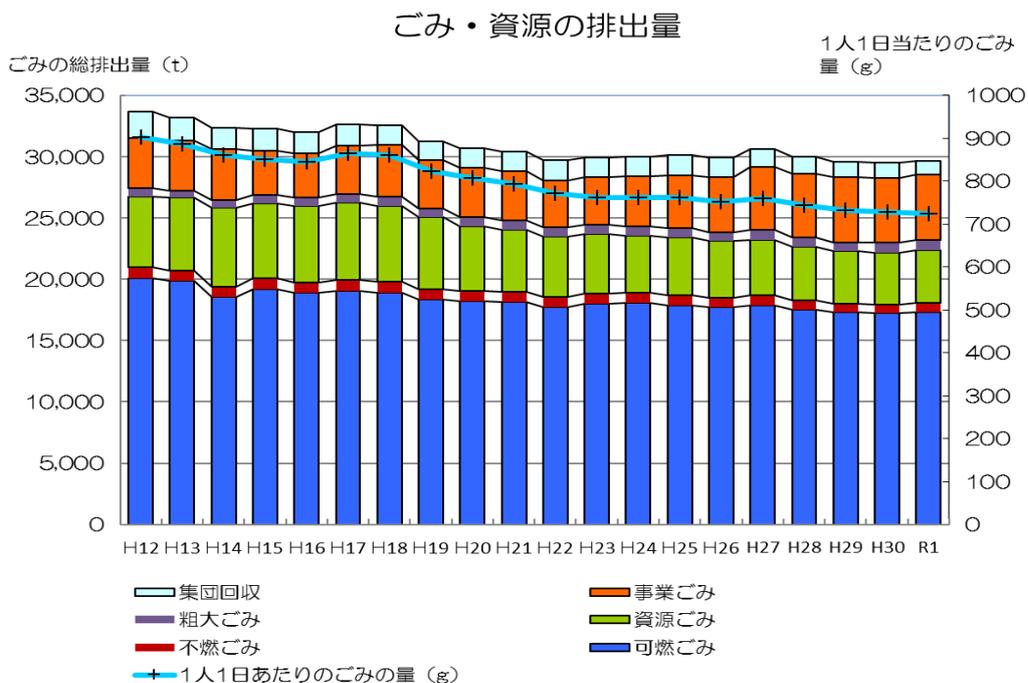
ア ごみの総排出量

ごみの総排出量は、平成12年度の33,686tをピークに、令和元年度は29,639t、前年度より149t増加しています。ごみの種別をみると、可燃ごみはほぼ横ばいですが、資源ごみは平成14年度の8,331tをピークに、令和元年度は5,413tと大幅に減少しています。

また、1人1日当たりのごみの量（※）は、人口が増加したことに伴い、令和元年度は725gに減少し、依然、県内市の中で2番目に少ない排出量となっています。

※「4R」とは、①Refuse（リフューズ：不要なものを断る）、②Reduce（リデュース：ごみを減らす）、③Reuse（リユース：繰り返し使用する）、④Recycle（リサイクル：資源としてまた利用する）の略語です。

※1人1日当たりのごみの量（g）＝ごみの総排出量÷人口÷年間日数



※数値は、環境省の「平成12年度～令和元年度一般廃棄物実態調査」の報告値です。

イ ごみの処分費用

令和元年度のごみ処理経費（し尿処理費を除く。）は、志木地区衛生組合への負担金、収集運搬費などで、総額約9億4千万円となっています。

ごみの処理人口からみると、1人当たり年間8千500円程度となっています。

廃棄物処理事業経費（実態調査値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ総排出量（t）	30,599	29,975	29,589	29,490	29,639
ごみ処理経費（千円）	906,240	908,132	895,307	911,260	944,063
人件費	85,205	83,359	55,756	44,746	46,146
収集運搬費等	17,912	20,875	9,034	10,024	11,553
委託費	249,716	251,527	283,003	286,975	291,975
負担金	535,776	535,776	531,386	554,113	575,733
奨励金	17,631	16,595	16,128	15,402	18,656
1人当たり年間ごみ処理原価（円）	8,249	8,229	8,082	8,205	8,454
1kg当たり年間ごみ処理原価（円）	29.6	30.3	30.3	30.9	31.9

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

※ごみ処理経費には、集団資源回収奨励金を含みます。

ウ ごみの収集と処理

本市では、ごみの収集について、廃棄物処理業者への委託による収集、資源回収業者との協定による収集、市職員による直営収集を行っています。

ごみの処理方法は次のとおりです。

可燃ごみ

富士見環境センターで焼却処分し、焼却灰は埼玉県環境整備センター（寄居町）や民間施設に運搬し、埋め立て処分

資源プラスチック

リサイクルプラザで分別した後、処理業者のもとで再資源化

ビン

生ビン・有色ビンなどに分別した後、それぞれ再利用・資源化

カン・ペットボトル

保管施設で保管した後、処理業者のもとで再資源化

不燃・粗大ごみ

富士見環境センターで破碎した後、分別し、資源として利用できるものは処理業者に渡し、焼却灰などは埼玉県環境整備センターで埋め立て処分

※最終処分について

管内に最終処分場がないため、排出される焼却灰や集塵灰（一部リサイクル利用）、不燃残渣は、埼玉県環境整備センターや民間施設の最終処分場に埋め立てをしています。

再資源化量

(単位：t)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ビン	976	942	911	869	824
カン	363	358	344	333	341
ペットボトル	386	386	393	414	415
資源プラスチック	714	688	731	735	751
紙類・布類	2,063	1,971	1,939	1,873	1,934
有害ごみ	42	38	33	35	36
小計	4,544	4,383	4,352	4,259	4,301
事業ごみ	0	0	0	0	0
集団資源回収	1,460	1,346	1,284	1,207	1,112
合計(資源化量)	6,004	5,729	5,636	5,466	5,413
ごみの総排出量	30,599	29,975	29,589	29,490	29,639
資源化率	20.7%	19.1%	19.0%	18.5%	18.3%

※資源化率＝資源化量÷ごみの総排出量

※端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

※中間処理施設の資源化量は含んでいません。

エ 分別収集の推進

本市では、「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」第8条の規定に基づき、平成8年から富士見市分別収集計画を策定し、ごみの減量化と循環型社会の構築のための施策を推進しています。

分別収集の対象となる容器包装廃棄物の素材は、鋼製・アルミニウム製のほか、紙・ダンボール製、無色・茶色などのガラス製やプラスチック製のものとなっており、それぞれの種類ごとの分別収集計画量を次のとおり定めています。

分別収集計画量と分別収集実績

(単位：t)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
ビン類	無色	計画量	403.00	401.00	425.00	426.00	427.00
		実績	422.85	423.24	407.63	396.75	364.36
	茶色	計画量	213.00	212.00	211.00	210.00	208.00
		実績	213.99	209.54	202.11	196.61	186.56
	その他	計画量	167.00	164.00	185.00	184.00	182.00
		実績	188.39	186.58	168.87	173.75	170.97
缶類	スチール	計画量	185.00	174.00	193.00	186.00	179.00
		実績	208.81	211.83	206.37	170.40	170.15
	アルミ	計画量	222.00	233.00	134.00	132.00	129.00
		実績	139.20	141.25	137.62	170.39	177.00
プラスチック類	ペット	計画量	361.00	363.00	365.00	359.00	353.00
		実績	378.63	387.12	389.65	409.91	413.38
	プラ	計画量	519.00	519.00	554.00	555.00	556.00
		実績	551.54	532.90	566.86	565.13	572.65
紙類	段ボール	計画量	668.00	661.00	821.00	831.00	841.00
		実績	801.28	791.90	774.26	784.27	819.18
	紙パック	計画量	18.00	18.00	17.00	17.00	17.00
		実績	16.46	17.18	16.67	16.44	16.90

オ 家電リサイクル法・パソコンリサイクルへの対応

平成13年の「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」の改正及び平成15年の「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」の改正により、一部の家電製品やパソコンについて製造業者などによるリサイクルが義務付けられました。

本市では、家電リサイクル法の対象となるテレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、衣類乾燥機及びパソコンの処分について、家電小売業者や廃棄物処理業者などの紹介を行うことにより、製造業者などによるリサイクルを推進しています。

② 生ごみの水切り・堆肥化の推進

ア 公共施設から排出される生ごみの堆肥化

学校給食センター、保育所などの公共施設から排出される生ごみについて、堆肥化プラントを持つ専門業者により一括回収・堆肥化を行っています。

令和元年度は約103tを堆肥化し、生ごみの減量化・資源化を行っています。

イ 生ごみの水切り

生ごみに占める水分の割合は約70～80%と高く、ごみの排出時に生ごみの水切りを行うことによりごみの減量化や温室効果ガスの削減にも効果があるため、富士見市環境施策推進市民会議と連携して街頭キャンペーンや富士見ふるさと祭りなどにおいて普及啓発を行っています。

③ エコライフの推進

ア 資源回収

家庭系ごみの排出抑制と資源化率の向上を目指し、2種類の資源回収を行うことにより、資源環境の促進のほか、地域による自主的な資源回収の推進に努めています。

- ・定期資源回収：平成5年6月1日から、資源回収業者で構成される「東入間資源リサイクル協同組合」との協定により実施しています。
- ・集団資源回収：平成2年に集団資源回収実施団体奨励金交付制度を導入し、登録団体に対して奨励金を交付しています。

年 度	定期資源回収		集団資源回収			
	紙類 (kg)	布類 (kg)	紙類 (kg)	布類 (kg)	缶類 (kg)	ビン (本)
平成27年度	1,880,410	182,250	1,330,852	73,373	52,468	6,917
平成28年度	1,801,600	169,350	1,227,222	67,134	47,611	6,042
平成29年度	1,775,460	163,670	1,173,001	61,986	46,294	5,105
平成30年度	1,714,850	157,690	1,093,145	63,966	48,195	2,477
令和元年度	1,758,750	175,280	999,182	64,469	46,614	2,467

基本方針（４） スマートムーブに取り組もう

本市において、温室効果ガス排出量は、家庭部門からの排出が全排出量の約４割を占め、次いで運輸部門（自動車）となっています。大きな排出割合を占める内訳をみると、家庭部門では電力が７割以上を占め、運輸部門（自動車）ではガソリンと軽油で９割以上を占めています。電力の削減のほか、移動に伴う温室効果ガス排出量の削減が重要です。

【所管】道路治水課、交通・管理課、公用車保有課 ほか

① スマートムーブの実践に向けた整備

ア 自転車駐車場の推進

市内 9 か所の市立自転車駐車場の管理のほか、無料の自転車置場の整備や空車のある市立自転車駐車場施設の案内看板の設置を行い、自転車の利用促進を図っています。

施設名	収容台数
鶴瀬駅東口 市立自転車駐車場	定期利用：自転車 544 台・原付 23 台 一時利用：自転車 129 台
みずほ台駅東口 市立自転車駐車場	定期利用：自転車 796 台・原付 12 台 一時利用：自転車 146 台
みずほ台駅西口 市立自転車駐車場	定期利用：自転車 558 台 一時利用：自転車 51 台
みずほ台駅西口 市立第 2 自転車駐車場	定期利用：自転車 152 台・原付 12 台
みずほ台駅西口 市立第 3 自転車駐車場	定期利用：自転車 93 台・原付 12 台
ふじみ野駅東口 市立自転車駐車場	定期利用：自転車 1,304 台 一時利用：自転車 185 台
ふじみ野駅西口 市立自転車駐車場	定期利用：自転車 1,308 台 一時利用：自転車 191 台
ふじみ野駅西口 市立第 2 自転車駐車場	定期利用：自転車 62 台
ふじみ野駅西口 市立第 3 自転車駐車場	定期利用：自転車 101 台

② 環境配慮型自動車・運転の推進

ア エコドライブの推進

エコドライブは、環境にやさしいだけでなく、交通事故の防止にもつながる運転方法のため、行政として、率先して各種取組みを行っています。

③ スマートムーブの推進

ア バスの適切な運行

「移動」を「エコ」にするライフスタイルを推進するため、公共交通機関であるバスについて、ニーズに応じた運行体制に努めています。

基本目標2：自然と共生するまちを目指します

わたしたちは、自然から多くの恵みと安らぎを与えられていることを再認識し、将来にわたってその恵みを享受するため、自然環境を守り育て、自然と共生するまちの実現に向けて取り組むことが大切です。

基本方針（5） 生き物を守り育てよう

木々の緑は、見る人の心を和ませたり、都市の景観を高めたりするだけでなく、光合成により二酸化炭素を吸収し、酸素を作り出すため、地球温暖化の防止にも貢献しています。

身近にある自然環境を守り育てていくために何ができるのかを考えるとともに、減少が懸念される在来生物を守り、生態系を保全・維持するための取組みを推進することが重要です。

【所管】まちづくり推進課、環境課、公民館 ほか

① みどりの保全

ア 緑地保全基金

緑地の保全を図るための事業に要する経費の財源に充てるため、「富士見市緑地保全基金」を設置し、計画的に山林や緑地の公有地化を行っています。

緑地保全基金の令和元年度末残高は、829,513千円となっています。

イ 保存樹木・保存樹林の指定【再掲】

良好な自然環境の保護と維持を行うため、市内の保存すべき樹木・樹林の指定を行い、適切な維持管理のための助成金を交付しています。

② 生態系の保全

ア 河川生物調査

本市では、魚類や藻類などの水生生物の調査を市内4河川で行っています。

令和元年度の調査により、水生生物を140種確認しており、この中には、環境省や埼玉県レッドリスト掲載種の水生生物が引き続き含まれていたため、河川の汚濁は特に生じておらず、良好な生息環境が整っていると推察できます。

令和元年度に確認した水生生物（魚類）は次のとおりです。

新河岸川	ギンブナ、ボラ、マハゼ、タイリクバラタナゴ、モツゴ、ヌマチチブ、※ミナミメダカ、ウキゴリ
柳瀬川	ギンブナ、ウグイ、モツゴ、オイカワ、ニゴイ、コイ、アユ、ヒガシシマドジョウ、マハゼ、ヌマチチブ、コクチバス、グッピー、ウキゴリ、トウヨシノボリ類
砂川堀	コイ、※ドジョウ、モツゴ、タモロコ、※ミナミメダカ
富士見江川下流	オイカワ、※ドジョウ、ギンブナ、ヌマチチブ、ウキゴリ、モツゴ、タモロコ、コクチバス、ナマス

※確認された貴重な水生生物（魚類）

③ 外来種対策の推進

ア 特定外来生物への対応

もともと日本にいなかった生物（外来生物）が、ペットとして輸入されるなどした後に野生化し、数を増加させて、生態系に大きな影響を与えることが問題となっています。特に影響の大きい外来生物は、「外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）」により特定外来生物に指定されるほか、計画的な防除の対象にもなります。

埼玉県では、特定外来生物のアライグマが比企地域を中心として爆発的に増加していることへの懸念から、平成19年に「アライグマ防除実施計画」を定め、県内各市町村の協力のもとに計画的な防除を行っています。

本市では、令和元年度はアライグマを48頭捕獲しています。



アライグマ（特定外来生物）

基本方針（6） 里地里山を守り育てよう

里地里山とは、原生的な自然と都市との中間に位置し、農林業など、人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境であり、多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤として重要な地域です。

現在、里地里山の多くは、人口の減少や高齢化の進行、産業構造の変化により、景観の荒廃や里地里山特有の動植物の衰退など、生物多様性の劣化が進行しており、保全・再生に向けた取り組みが重要です。

【所管】まちづくり推進課、環境課、産業振興課 ほか

① 生物多様性の保全

ア 斜面林や田畑の保全・支援

良好な自然環境の保護と維持を行うため、市内の保存すべき樹林の指定（保存樹林）を行い、適切な維持管理のための助成金を交付しています。また、管理が不十分な農地の所有者に対しては農地の適正な管理を行うよう指導を行っています。

保存樹林の指定状況（再掲）

面積 42,055㎡（大字水子156 など）

樹種 クヌギ・コナラ



下鶴馬水川神社の斜面林

イ 地域の生態系保持

地域住民が連携し、農業用水路の清掃など、維持管理を行うとともに、生物の生態系に配慮した環境保全活動に努めています。

② 湧き水の保全と啓発

ア 湧き水の啓発

大地に降った雨や雪は地面にしみこみ、地下水となって、長い時間をかけて流れていきます。このうち、人の力を借りることなく、自然に地表に湧き出してきた水のことを「湧き水」といいます。湧き水は、それ自体がかけがえのない自然であるとともに、周辺の自然環境とあいまって人びとに潤いと安らぎを与え、また、身近な生き物などにも触れあえる場として、都市においては貴重なオアシスとなっています。

平成29年度の調査により、公園4か所、神社・寺社内10か所、民家敷地内15か所の計29か所で湧き水を確認しています。本市では、気軽に見に行ける市内の湧き水を紹介した「湧き水マップ」を作成し、小学5年生に配布するとともに、ホームページに掲載し、湧き水の大切さを啓発しています。



湧き水地点（おいど）

③ 景勝地・文化財の保全

ア 景観づくり

「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に基づき、一定規模を超える建築物などの新築や修繕等を行う場合に、景観形成基準を踏まえ、外観の色彩やデザインなどについて指導・助言を行い、良好な景観づくりに努めています。

④ 環境配慮型農業の推進

ア 人と環境にやさしい農業

埼玉県では、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の双方を慣行基準の5割以下に減らして栽培された農産物を「埼玉県特別栽培農産物」として認証しています。

本市における埼玉県特別栽培農作物（水稻）の実施状況は次のとおりです。

年 度	生産者（件）	栽培面積（a）
平成 27 年度	11	806
平成 28 年度	12	704
平成 29 年度	13	760
平成 30 年度	7	533
令和元年度	10	679

また、環境と調和した農業に取り組むため、「持続農業法（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律）」に基づき、埼玉県知事から認定された「環境に優しい農業に取り組む計画（土づくり・化学肥料の低減・化学農薬の低減）」を実践する農業者を「エコファーマー」といいます。

本市における令元年度のエコファーマー認定者は9人で、水稻、トマト、きゅうりを生産しています。

イ 緑肥作物の推進

緑肥作物は、地力の増進を図り、作物の品質向上を期待することができます。

また、有害線虫の発生や冬場の土ぼこり対策としても効果的なため、くず麦や菜の花種を配布し、緑肥作物の栽培を推進しています。

⑤ 地産地消の推進

ア 地元農作物を取り入れた給食づくり

地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」の取り組みは、地域の愛着の醸成につながるとともに、農産物を運搬する際に発生する温室効果ガスの抑制など、環境負荷の低減にも効果があるため、小中学校や保育所などにおいて、地元農産物を取り入れた給食づくりを行っています。



学校給食への富士見市産農産物利用状況

(単位：kg)

種類/年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
ほうれん草	763	914	907	1,640	107
かぶ	4,216	2,697	4,039	2,789	2,484
小松菜	6,144	3,726	5,456	4,546	1,637
きゅうり	3,160	5,932	5,188	5,426	1,065
枝豆	214	348	0	15	0
にんじん	724	0	0	0	0
トマト	0	0	0	335	0
ブロッコリー	529	496	383	488	0
大根	227	0	0	30	0
キャベツ	779	164	547	848	244
梨	243	390	357	420	420
白菜	0	0	379	642	140
じゃが芋	0	0	66	0	0
もやし	0	0	0	110	0
長ねぎ	0	0	0	47	0
市産野菜計	16,999	14,667	17,322	17,336	6,097
市産精白米	74,630	78,890	76,998	76,496	69,906

イ 地産地消の啓発

本市では、「地産地消」を推進するため、農業マップを作成し、市内の直売所や市役所内地場産品ショップ「ゆい」、農家の庭先販売などの案内を行っています。

また、市役所1階待合スペースを利用し、市内の農業団体で生産された野菜などを販売する「つきいち」を毎月第3火曜日に行っています。



ウ 地元農作物を利用した地域ブランド化

埼玉県では、主原料が全て埼玉県産で、食品添加物を極力使用しないなど、品質基準を満たしている加工食品を「埼玉県ふるさと認証食品」として認証しています。

本市では、平成13年度に味噌「無添加ふじみ育ち」が認証されています。

また、地元農作物を利用した製品の地域ブランド化を図るため、市産米「彩のきずな」を使用した純米吟醸酒「縄文海進」と、「縄文海進」の原酒に市産青梅を漬け込んだ新しいお酒「梅恋花」を広報やホームページ、新聞を通じてPRしています。



味噌「無添加ふじみ育ち」



縄文海進



梅恋花

⑥ 有害鳥獣対策の促進

ア 有害鳥獣対策

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に対する被害の防止や軽減を図る必要がある場合は、許可を受けて当該鳥獣を捕獲することができます。

引き続き、農業関係団体や埼玉県と連携しながら、「自然と人間との共生」を踏まえた鳥獣対策に取り組んでいきます。

有害鳥獣捕獲許可数

年 度	申請数 (件)	許可数 (件)	許可対象鳥獣等 (匹)	捕獲鳥獣数 (匹)
平成 27 年度	5	5	51	5
平成 28 年度	7	7	280	33
平成 29 年度	2	2	120	63
平成 30 年度	4	4	141	119
令和元年度	6	6	92	6

基本方針（7） 水環境を大切にしよう

本市は、荒川や新河岸川など、多くの河川が市内を流れており、昔から水田地帯としてその豊富な水を利用してきました。また、市内の公共用水域とその周辺の水辺環境は、治水の役割を果たしているとともに、ミニマムな生態系や自然的な景観を形成しています。きれいな水と水辺環境を将来に引き継いでいくため、河川や水路に配慮した環境整備を進めることが重要です。

【所管】環境課、道路治水課、下水道課、まちづくり推進課

① 水辺環境の保全と活用

ア 水辺環境の美化等

河川敷の清掃活動など、水辺環境の美化推進に努め、地域との協働によるクリーン作戦を行っています。また、歩道や公園整備などの際には、地下水の涵養にもつながる透水性舗装を取り入れるなど、地域に適した整備を進めています。

② 生活排水処理対策の推進

ア 水質調査

本市では、今後の環境行政の基礎資料とすることを目的として、市内を流れる新河岸川・柳瀬川・砂川堀・富士見江川・唐沢堀の水質調査を行っています。

下水道や合併処理浄化槽の普及により、河川の水質状況は改善されています。

令和元年度水質調査結果

(BOD・SS・DO 単位：mg/ℓ)

調査地点	調査日	採取時間	調査項目			
			pH	BOD	SS	DO
No.1 新河岸川 南畑橋付近	R1.7.12	8:45	7.1	1.1	25	6.9
	R2.2.17	8:55	7.1	0.7	7	7.4
No.2 柳瀬川 富士見橋付近	R1.7.12	10:40	7.2	1.8	4	7.8
	R2.2.17	10:50	7.3	2.8	6	8.5
No.3 砂川堀 花影橋付近	R1.7.12	15:30	7.4	1.4	3	14
	R2.2.17	15:30	7.1	5.8	3	10
No.4 富士見江川上流 丸池橋付近	R1.7.12	13:30	7.1	0.6	1	12
	R2.2.17	13:50	6.5	<0.5	<1	9.8
No.5 富士見江川中流 江川親水公園付近	R1.7.12	14:20	6.9	0.7	1	9.4
	R2.2.17	14:30	6.8	<0.5	<1	9.8
No.6 富士見江川下流 寿橋上流付近	R1.7.12	10:00	7.3	1.1	6	10
	R2.2.17	9:55	7.3	<0.5	1	10
No.7 唐沢堀 唐沢公園付近	R1.7.12	12:45	7.6	3.4	2	6.6
	R2.2.17	13:00	7.1	1.5	<1	8
環境基準	河川C類型		6.5≦8.5	≦5	≦50	≧5

※環境基準の類型が指定されている河川は、新河岸川と柳瀬川の2河川です。

イ 公共下水道の整備

本市では、公共用水域の水質保全や周辺環境の改善、水洗化の促進を目的として、公共下水道の整備を行っており、令和元年度末時点での普及率は、98.4パーセントとなっています。

また、公共下水道の処理区域外においては、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる合併処理浄化槽をはじめとする浄化槽の適正管理の啓発に努めています。



年度	処理区域面積 A(ha)	総人口 B(人)	処理区域内人口 C(人)	水洗化人口 D(人)	普及率 C/B(%)	水洗化率 D/C(%)
平成26年度	975.19	109,395	105,090	100,138	96.1	95.3
平成27年度	997.26	110,174	107,916	103,248	98.0	95.7
平成28年度	1,015.63	110,650	108,629	103,893	98.2	95.6
平成29年度	1,024.06	111,016	109,050	105,187	98.2	96.5
平成30年度	1,030.03	111,463	109,691	108,701	98.4	99.1
令和元年度	1,047.62	111,936	110,094	109,103	98.4	99.1

基本目標 3：快適な生活を送れるまちを目指します

快適な生活を送るためには、公共空間においてごみの投げ捨てなどがただけではなく、公園や緑地といった安らぎと潤いを与えてくれる空間が必要です。わたしたち一人ひとりが、都市と自然との調和を図りながら、将来にわたって快適な生活を送れるよう、環境に配慮した取組みを進めることが大切です。

基本方針（8） 快適な生活空間を創ろう

快適な生活空間を創るためには、居住環境の向上だけではなく、安らぎと潤いのあるまちづくりの形成に向けた取組みが重要です。

【所管】まちづくり推進課、環境課、交通・管理課 ほか

① 公園・緑地等の整備

ア 公園・緑地等の整備状況

令和元年度の市民一人当たりの都市公園面積は、3.71平方メートルです。
また、公園や緑地等の整備状況は次のとおりです。

	街区公園	近隣公園	歴史公園	地区公園	都市緑地	市民緑地	緑の散歩道	合計
面積(m ²)	65,105	50,224	58,063	47,044	192,827	19,045	7,001	439,309
箇所数	31	4	2	1	16	4	3	61

② きれいなまちづくりの推進

ア 地域における環境美化活動

本市では、町会や自治会、育成会などの協力による環境美化活動（クリーン作戦）の実施、市職員による安心安全道路クリーン事業の実施など、地域の環境美化意識の向上に向けた啓発活動を行っています。

クリーン作戦の取組実績

年 度	団 体 数	活動回数合計	参加人数合計
平成 27 年度	64 団体	114 回	9,266 人
平成 28 年度	72 団体	111 回	8,392 人
平成 29 年度	69 団体	100 回	8,547 人
平成 30 年度	62 団体	95 回	8,750 人
令和元年度	55 団体	85 回	8,187 人

イ 環境美化に関する条例・計画の推進

清潔で美しいまちづくりを推進し、安全で快適な生活環境を確保することを目的とする「富士見市をきれいにする条例（平成19年10月1日施行）」に基づき、平成22年4月に「富士見市美化推進計画」を策定し、現在「第3次富士見市美化推進計画」に基づく各種施策を展開しています。この計画では、ごみの投げ捨てなどのない「清潔で美しいまちづくり」を目指すため、

- 『1 続けよう 目を向け気づく まちの美化』
- 『2 育てよう 一人ひとりの 美化意識』
- 『3 取り組もう 「きれい」を守る 美化活動』
- 『4 広げよう チームワークで 美化運動』

の4項目を市民等・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで実行することを基本方針としています。



ウ 「富士見市をきれいにする日」

地域における環境美化活動を推進するため、毎年5月と11月の最終日曜日を市内一斉清掃活動に取り組む「富士見市をきれいにする日」と定め、広報やホームページにより普及啓発を行っています。

エ 空き地・空き家対策

空き地や空き家に雑草などが繁茂したままの状態であると、火災や犯罪、また、虫の発生など、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす可能性があるため、管理不全な状態の空き地・空き家の所有者又は管理者に対して定期的な管理を行うよう指導しています。

また、近年増加している空き家の地域に及ぼす影響が社会問題にもなっており、こうした状況に対応するため、平成30年度に「空家総合窓口」を設置し、様々な相談に対応しています。

オ 街路樹の維持管理

街路樹は、自然の潤いや街の美しさを感じさせてくれる貴重な場所です。

本市では、定期的に剪定や落ち葉の清掃を行い、快適な都市環境を保てるよう維持管理を行っています。

また、花いっぱい運動を推進する団体などの協力により、公共施設や公共性の高い施設への緑化を行っています。



市内街路樹の高木・中低木の一覧

場 所 (道路)	樹 種	本数・㎡
針ヶ谷中央通線 (市道第5120号線)	ケヤキ	108本
針ヶ谷中通線 (市道第5122号線)	トウカエデ	70本
みずほ台駅西通線 (市道第5119号線)	プラタナス	92本
	アベリア	73㎡
水子・鶴馬通線 (市道第5130号線)	トウカエデ	110本
	ベニカナメモチ	228㎡
みずほ台駅東通線 (市道第5118号線)	イチョウ	156本
	カンツバキ	920㎡
	オオムラサキツツジ	141㎡
	アベリア	50本
南畑小通線 (市道第5225号線)	ケヤキ	13本
	オオムラサキツツジ	78㎡
みずほ台中央公園前 (市道第1496号線)	ケヤキ	1本
ふじみ野駅東通線 (市道第5129号線)	クスノキ	115本
	オオムラサキツツジ	755㎡
	コクチナシ	10㎡
上沢勝瀬通線 (市道第5127・5128号線)	トウカエデ	81本
	オオムラサキツツジ	868㎡
	コクチナシ	10㎡
	カンツバキ	50㎡
ふじみ野駅西通線 (市道第5123・5231号線)	ケヤキ	68本
	ケヤキ (むさしの1号)	20本
	オオムラサキツツジ	750㎡
竹間沢大井勝瀬通線 (市道第5124号線)	ハナミズキ	68本
	オオムラサキツツジ	748㎡
	ドウダンツツジ	110㎡
亀久保勝瀬・勝瀬苗間通線 (市道第5125・5126号線)	ハナミズキ	103本
	オオムラサキツツジ	580㎡
	コクチナシ	20㎡
	クサツゲ	60㎡
ふじみ野駅南通1号線 (市道第5219号線)	コブシ	24本
ふじみ野西1-20西 (市道第2675・2677号線)	カツラ	8本
ふじみ野西公園前 (市道第5220号線)	モミジバフウ	5本
市民プール脇 (市道第5223号線)	オオムラサキツツジ	380㎡
鶴馬1-8南 (市道第72号線)	オオムラサキツツジ	25㎡
針ヶ谷1-6南 (市道第5218号線)	サツキ	96㎡
	ドウダンツツジ	13㎡
下南畑八幡神社西 (市道第5230号線)	サツキ	50㎡
下南畑3166南 (市道第662号線)	オオムラサキツツジ	64㎡
鶴瀬小学校脇 (市道第5104号線)	イチョウ	12本

カ 違法屋外広告物・放置自転車対策

良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、市内3駅（みずほ台・鶴瀬・ふじみ野）の周辺道路等において、立看板などの違法屋外広告物の是正指導やパトロール、簡易除却などを行っています。

また、市内3駅周辺の地域を自転車放置禁止区域に指定し、放置自転車の撤去を行っています。

立看板等の撤去・処分状況

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
作業回数	24 回	24 回	24 回	24 回	24 回
除去枚数	2,592 枚	2,296 枚	1,651 枚	1,514 枚	1,305 枚
処分量	120 kg	0 kg	1,430 kg	1,550 kg	200 kg

放置自転車の撤去・処分状況

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
撤去回数	105 回	105 回	105 回	105 回	105 回
撤去台数	2,939 台	1,938 台	1,439 台	1,246 台	1,160 台
処分台数	1,697 台	933 台	925 台	712 台	931 台

③ 不法投棄対策の強化

ア 不法投棄物等の回収量

不法投棄物と市民等によるクリーン作戦でのごみの回収量は次のとおりです。

平成13年の「家電リサイクル法」の改正に伴い、地方自治体で処理することができなくなった家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）について、不法投棄が依然として多い状況となっています。

（単位：kg）

年 度	不法投棄物	市民等によるクリーン作戦	
		空きカン	その他のごみ
平成 27 年度	6,460	520	14,220
平成 28 年度	4,860	180	11,520
平成 29 年度	5,950	100	7,700
平成 30 年度	7,720	160	13,060
令和元年度	5,300	180	10,120

※処理困難物を除く。

イ 不法投棄の発生件数

不法投棄の発生件数は次のとおりです。

(単位：件)

年 度	ごみ集積所	公 園	その他	合 計
平成 27 年度	65	0	17	82
平成 28 年度	26	0	6	32
平成 29 年度	82	0	26	108
平成 30 年度	47	2	66	115
令和元年度	80	5	69	139

ウ 不法投棄に伴う財政負担

不法投棄されたごみ（クリーン作戦などで回収されたごみを含む。）を処分する際の財政負担は次のとおりです。

(単位：円)

年 度	処理委託費等	不法投棄家電 リサイクル料金	志木地区衛生 組合負担金	処理費総額
平成 27 年度	159,300	0	386,125	545,425
平成 28 年度	396,900	208,224	318,168	923,292
平成 29 年度	327,240	96,432	262,830	686,502
平成 30 年度	701,498	39,490	410,251	1,151,239
令和元年度	501,200	182,644	303,028	986,872

※自動車リサイクル手数料を含みます。

※「志木地区衛生組合負担金」は構成市の搬入量に基づき割り当てられる負担金の額です。



基本方針（9） 健全な生活を送ろう

生活様式の多様化に伴い、様々な暮らしに関する相談が増加しています。わたしたち一人ひとりが生活と環境との関わりについて認識と理解を深め、環境への負荷の少ない行動や事業活動を実践していくことが重要です。

【所管】環境課、建築指導課 ほか

① 身近な生活環境の保全

ア 大気関係

大気汚染の主な原因は、工場や自動車から大気中に排出される様々なガスです。

このうち、窒素酸化物（NO_x）や炭化水素（揮発性有機化合物）は、酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に高濃度の二酸化窒素は呼吸器に悪影響を及ぼします。

本市は、「自動車NO_x・PM法（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法）」の対象地域に指定されており、国や埼玉県が行う大気汚染関連施策への協力を中心に、大気汚染の軽減に努めています。

本市では、市内の大気汚染状況を把握するため、自動車交通量が多い主要交差点など25地点と、主要交差点から離れたバックグラウンド4地点の合計29地点で大気中の二酸化窒素濃度を測定しています。

※市役所が埼玉県の常時監視測定局となっていることから、上記測定値の分析の参考とするため、市役所での測定も併せて実施しています。



令和元年度二酸化窒素濃度調査結果

<主要交差点>

(単位：ppm)

調査地点	調査時期	8/1~8/8	12/2~12/9
No. 2 (地点名「埼玉コープ羽沢店前」)		0.011	0.019
No. 3 (交差点名「上沢」)		0.012	0.020
No. 4 (交差点名「鶴瀬小前」)		0.011	0.017
No. 5 (地点名「富士見交番前」)		0.009	0.017
No. 6 (交差点名「鶴瀬」)		0.013	0.023
No. 7 (交差点名「鶴馬」)		0.013	0.020
No. 8 (交差点名「並木」)		0.013	0.020
No. 9 (交差点名「下南畑」)		0.019	0.029
No. 10 (地点名「マルエツみずほ台店前」)		0.012	0.020
No. 11 (地点名「氷川神社前」)		0.010	0.017
No. 12 (地点名「水子横断歩道前」)		0.023	0.028
No. 13 (交差点名「岡の坂」)		0.024	0.029
No. 14 (交差点名「富士見高校入口」)		0.016	0.022
No. 15 (交差点名「東大久保」)		0.013	0.020
No. 18 (地点名「エネオス富士見バイパス給油所前」)		0.014	0.022
No. 19 (地点名「ふじみ野駅東口」)		0.010	0.017
No. 20 (地点名「ふじみ野駅西口」)		0.011	0.017
No. 21 (交差点名「勝瀬」)		0.012	0.018
No. 22 (地点名「東大久保中」)		0.011	0.016
No. 23 (地点名「富士見ニュータウン」)		0.011	0.017
No. 24 (地点名「勝瀬市境交差点」)		0.011	0.017
No. 26 (地点名「市役所前」)		0.012	0.018
No. 27 (地点名「富士見高架橋高架下」)		0.015	0.022
No. 28 (地点名「山室ポンプ場前」)		0.019	0.025
No. 29 県道ふじみ野・朝霞線		0.010	0.018
主要交差点平均値		0.013	0.020

<バックグラウンド地点>

(単位：ppm)

調査地点	調査時期	8/1~8/8	12/2~12/9
No. 1 富士見市役所		0.009	0.017
No. 16 富士見台中学校		0.008	0.016
No. 17 みずほ台中央公園		0.008	0.016
No. 25 登戸馬場公園		0.007	0.012
バックグラウンド平均値		0.008	0.015

< 相関地点 > (埼玉県常時監視測定局付近)

(単位 : ppm)

調査地点	調査時期	8/1~8/8	12/2~12/9
	No. 1' 富士見市役所		0.009

※環境基準は、0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下です。

※フィルターバッチ方式により、7日間暴露 (No. 1' のみ1日間暴露×7回) で測定した数値の平均値です。

※二酸化窒素は、大気流動に影響されやすいため、地表が冷え大気流動が少ない冬季の方が夏季に比べて数値が高くなります。

イ 光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽からの紫外線により光化学反応を起こすと、光化学オキシダントが生成されます。この光化学オキシダントの濃度が高くなることにより、「光化学スモッグ」が発生し、のどが痛くなったり、目がチカチカしたりすることがあります。

埼玉県は、首都圏に通じる道路交通網の整備により自動車交通量が多く、光化学スモッグが起きやすい環境にあるため、光化学スモッグに関する常時監視体制をとり、必要に応じて「光化学スモッグ予報・注意報・警報・重大緊急報」を発令しています。

本市では、上記発令が注意報・警報・重大緊急報の場合に防災行政無線などにより児童・生徒、市民への周知を行い、被害の防止に努めています。

光化学スモッグ注意報月別発令日数

(単位 : 日)

年 度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
平成27年度	0	1	0	6	2	0	9
平成28年度	0	0	0	1	0	0	1
平成29年度	0	0	2	3	0	0	5
平成30年度	1	0	0	0	1	0	2
令和元年度	0	3	0	0	2	0	5

ウ PM2.5 (微小粒子状物質)

PM2.5 (微小粒子状物質) とは、大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、径が非常に小さいため (髪の毛の太さの30分の1程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

埼玉県では、上記イの光化学スモッグと同様、PM2.5 (微小粒子状物質) に関する常時監視体制をとり、必要に応じて注意喚起を行っています。

本市においても、埼玉県からの注意喚起依頼があった場合には、防災行政無線などにより児童・生徒、市民への周知を行い、被害の防止に努めます。

エ ダイオキシン類関係

ダイオキシン類は、身のまわりにある物を燃やすことにより発生する物質で、平成12年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気・水質・土壌での環境基準が設けられています。

本市では、ダイオキシン類の実態を把握するため、市内の小中学校などで大気・土壌中のダイオキシン類濃度の測定を実施しています。

令和元年度ダイオキシン類濃度調査結果（大気）

（単位：pg-TEQ/m³）

調査時期	調査地点				環境基準
	市役所	つるせ台小学校	水谷小学校	東中学校	
7/11～7/18	0.0098	0.0098	0.0099	0.0091	年平均 0.6以下
1/9～1/16	0.039	0.023	0.015	0.011	

※市役所は埼玉県による調査結果データを引用しています。

令和元年度ダイオキシン類濃度調査結果（土壌）

（単位：pg-TEQ/g）

調査時期	調査地点	調査結果	環境基準
1/16	市立富士見特別支援学校	11	1,000

オ 放射線対策関係

＜空間放射線量測定＞

市内における空間放射線量の状況を把握するため、市内の小学校、保育所など58施設において簡易測定を実施しています。

測定結果は、国際放射線防護委員会の勧告による「平常時の目安の年間1ミリシーベルト」をすべての地点において下回っています。

＜放射線量測定機器の貸出し＞

市民や市内に事務所がある法人を対象に、自宅敷地内などの空間放射線量を把握することができるよう、簡易測定機器の貸出しを行っています。

令和2年3月末日現在、延べ216人が利用しています。

＜放射性物質検査＞

水道水をはじめ、学校や保育所などの給食やおやつについて、放射性物質の検査を行い、安全性を確認しています。

また、市産農作物については、埼玉県による放射性物質の県産農産物への影響調査から安全性を確認しています。

カ 自動車騒音関係

自動車騒音調査とは、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音レベル、道路構造、周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、道路付近に立地する住居の騒音レベルを面的に評価するものです。

本市では、平成24年度から事務権限の移譲を受け、原則2車線以上を有する道路を対象に実施計画に基づく測定を実施しています。

令和元年度自動車騒音常時監視結果

<調査路線>

No.	路線名	始点	終点	延長距離(km)
1	さいたまふじみ野所沢線	さいたま市・富士見市境	川越新座線	0.4
2	川越新座線	川越市・富士見市境	さいたまふじみ野所沢線	0.3
3	ふじみ野朝霞線	ふじみ野市・富士見市境	一般国道254号境	4.7
4	三芳町富士見線	三芳町・富士見市境	ふじみ野朝霞線	0.9

<調査結果>

No.	路線名	時間区分	調査結果	環境基準との比較		要請限度との比較	
				昼	夜	昼	夜
1	さいたまふじみ野所沢線	昼間	65	○	70	○	75
		夜間	60	○	65	○	70
2	川越新座線	昼間	67	○	70	○	75
		夜間	63	○	65	○	70
3	ふじみ野朝霞線	昼間	65	○	70	○	75
		夜間	61	○	65	○	70
4	三芳富士見線	昼間	65	○	70	○	75
		夜間	63	○	65	○	70

<面的評価結果>

No.	路線名	評価対象住居戸数(戸)	環境基準達成数(戸)				環境基準達成率(%)
			昼○ 夜○	昼○ 夜×	昼× 夜○	昼× 夜×	
1	さいたまふじみ野所沢線	30	30	0	0	0	100
2	川越新座線	4	4	0	0	0	100
3	ふじみ野朝霞線	2,875	2,875	0	0	0	100
4	三芳富士見線	595	565	30	0	0	95

キ 騒音・振動関係

工場や事業所などから発生する騒音・振動に関しては、「騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例」により規制基準が定められています。

騒音は、公害の中でも日常生活に関係が深く、その発生源も様々です。近年、生活様式の多様化などにより、商店・飲食店から発生する騒音についての問い合わせが多くなっ

ています。

振動は、程度によっては物的損害が発生することもあります。感覚的・心理的な影響にとどまる場合が多い傾向となっています。

騒音規制法・振動規制法による特定工場及び特定施設の数（令和元年度末）

騒音規制法			振動規制法		
特定工場の総数		35	特定工場の総数		20
特定施設	金属加工機械	97	特定施設	金属加工機械	124
	空気圧縮機等	180		圧縮機	36
	土石用破砕機等	1		土石用破砕機等	1
	織機	0		織機	0
	建設用資材製造機械	1		コンクリートブロックマシン等	0
	穀物用製粉機	0		木材加工機械	0
	木材加工機械	0		印刷機械	0
	抄紙機	0		ロール機	0
	印刷機械	3		合成樹脂射出成形機	2
	合成樹脂用射出成形機	4		鋳造型機	0
	鋳造型機	0			
	計	286		計	163

埼玉県生活環境保全条例による指定工場及び指定施設の数（令和元年度末）

指定騒音工場の総数		19	指定振動工場の総数		0
指定騒音施設	木材加工機械	30	指定振動施設	シェイクアウトマシン	0
	合成樹脂用粉砕機	0		オシレイティングコンバア	0
	ペレタイザー	0			
	コルゲートマシン	0			
	シェイクアウトマシン	0			
	ダイカスト機	15			
	冷却塔	22			
	計	67		計	0

ク 悪臭関係

悪臭に関しては、「悪臭防止法・埼玉県生活環境保全条例」により規制基準が定められています。

「不快なおい」は一般的に「悪臭」と言われますが、「不快なおい」について一様に定義することは困難です。人それぞれ好みが変わったり、同じ人であっても、その時々により感じ方が変わったりするためです。

近年寄せられる相談は、法令で規制されている悪臭ではなく、一般家庭の浄化槽の不適正な管理から発生する臭いの相談が多い傾向となっています。

ケ その他関係

＜野外焼却＞

周辺の生活環境や住民に健康被害を及ぼすおそれのある焼却行為は、「埼玉県生活環境保全条例」により禁止となっていますが、農業を営むためにやむを得ず行う焼却などは除外される場合があります。

＜ムクドリ対策＞

鳥獣被害として、全国的にも問題となっているムクドリによる鳴き声や糞による被害がふじみ野駅西口周辺で発生しています。

本市では、ムクドリ対策として、ムクドリの飛来状況や行動に注視しながら、特殊波動装置による追払いを行っています。

公害等相談件数（公害苦情調査報告件数）

（単位：件）

年 度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
平成 29 年度	13	0	0	3	1	0	3	1	21
平成 30 年度	22	0	0	10	0	0	4	0	36
令和元年度	25	0	0	16	1	0	5	0	47

② 有害化学物質対策の促進

ア 公共施設のシックハウス対策

公共施設の新築・増改築・改修などを行う際は、空気汚染物質発散建築材料等の使用制限に関する規定を踏まえ、使用建築材料の適正な選択による対策と適正な換気システムの設置による対策を進めています。

また、施工終了時に室内空気濃度測定を実施し、測定結果が厚生労働省の指針値以内であることを確認した上で、工事完成・引渡しとしています。

イ アスベスト対策

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」や「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、除去等において所要の措置を行わないと、アスベストが飛散して人が吸入し、健康被害を引き起こすおそれがあります。

アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、「労働安全衛生法」や「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などで予防や飛散防止などの対策が図られています。

本市でも、国や埼玉県と連携しながら、解体時のアスベスト飛散防止対策（リスクコミュニケーションを含む。）やアスベストに関する補助制度などの周知を行っています。

基本目標4：みんなで学び、行動するまちを目指します

自然豊かな里と都市形成の調和を図りながら、市民・事業者・行政が共に考え、共に活動に取り組み、将来にわたって持続的に発展する社会を目指していくことが大切です。

基本方針（10） みんなで力を合わせて行動しよう

複雑化・多様化した環境問題を解決し、持続的に発展する社会をつくっていくためには、わたしたち一人ひとりが生活と環境との関わりについて認識と理解を深め、環境への負荷の少ない行動や事業活動を実践していくことが重要です。

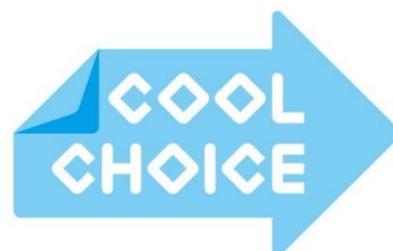
【所管】環境課、まちづくり推進課、公民館

① 地球温暖化防止活動の活性化

ア 「COOL CHOICE」

国が進める国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」とは、温室効果ガス排出量の削減目標達成のため、省エネ・低炭素型の「製品」、「サービス」、「行動」など、地球温暖化対策につながる「賢い選択」を一人ひとりに広げ、総ぐるみの行動につなげていく取組みです。

本市では、行政の率先行動として、夏期の「COOL BIZ（クールビズ）」や冬期の「WARM BIZ（ウォームビズ）」などを実践しています。



未来のために、いま選ぼう。

② 環境保全活動の活性化

ア 市民・事業者参加型の環境保全

地域で活動する団体と協働し、公園の清掃や希少動植物の保護など、自然環境の保全に向けた取組みを行うとともに、環境保全活動の活性化に向け、国や埼玉県などが主催するイベントについても周知を行っています。

③ 地域連携の推進と情報交換

ア 富士見市環境施策推進市民会議との連携強化

富士見市環境施策推進市民会議を中心としたネットワークの構築を進め、各種会議（総会・全体会・役員会・事業推進委員会・地区ブロック会議）を開催し、連携強化と情報交換を行っています。

基本方針（11） 環境について学ぼう・話し合おう

環境教育は、人間が環境に与える影響について理解と関心を高め、環境の保全・創造に向けた取り組みを行うきっかけ作りとして重要な役割を果たします。環境教育を推進するためには、学校だけではなく、家族単位や地域単位で、環境を守り育てる人材を育成していくことが重要です。

【所管】環境課、生涯学習課、学校教育課 ほか

① 環境リーダー育成の整備

ア 環境リーダーの育成

本市では、環境に対する理解と関心を高めるため、学校における環境教育の充実のほか、富士見市環境施策推進市民会議との共催による環境講座の実施、富士見市市民人材バンクの普及啓発など、様々な分野で率先して行動を起こすことのできる環境リーダーの育成に努めています。



② 環境教育の場の整備

ア 環境講座の開催

より多くの方々が様々な環境問題について関心を持ち、環境の保全・創造に向けた取り組みを実践していただくため、富士見市環境施策推進市民会議との共催により環境講座を開催しています。

令和元年度は、家庭でできるエコ実践方法の講座を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催中止となりました。

イ 自然観察会の開催

市内の身近な自然環境を観察することにより、自然の大切さを学び、自然を守り育てる意識を高めるため、水生生物調査を体験する「川の生きもの調査・観察会」や「川の探検隊」などの自然観察会を開催しています。



川の生きもの調査・観察会

基本方針（12） みんなで計画を実行し、評価しよう

地球規模化・複雑化する環境問題を解決し、富士見市に住む・働く・学ぶ人びとが自然からの恵みを享受し、将来にわたって持続的に快適な生活を維持していくためには、市民・事業者・行政が実践している取組みを定期的に取りまとめ、評価し、必要に応じて見直すことが大切です。

【所管】環境課

① 具体的な目標の設定

ア 「富士見市の環境」

本市の環境の状況や環境に関する施策を定期的に報告するため、年次報告書「富士見市の環境」を作成し、公表しています。また、実行施策として重要な役割を果たす環境指標や数値目標の設定については、引き続き検討を行っています。

② 市民・事業者・行政連携の推進

ア 各主体（市民・事業者・行政）の相互支援

富士見市環境施策推進市民会議における会議（総会・全体会・役員会・事業推進委員会・地区ブロック会議）の場において意見交換を行い、市域全体のことや地域の実情に応じた取組みに関し、相互支援を行い、市民・事業者・行政の連携の推進に努めています。



○富士見市環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、人と自然の調和を目指した「富士見市環境にやさしい都市宣言」の趣旨にのっとり、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的に環境問題を解決するため、近隣の地方公共団体と連携しながら推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、

市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に当たっての環境優先の理念)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造のために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いた上、富士見市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(総合的調整)

第11条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うものとする。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境施策に関すること。

(3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境配慮の推進)

第 12 条 市は、事業者が環境に影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新築又は改築等その他これらに類する事業を行おうとするときは、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮をすることができるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止する規制措置)

第 13 条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第 14 条 市は、市民又は事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を支援するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第 15 条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 16 条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民又は事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の環境保全活動の促進)

第 18 条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 市は、第 17 条の教育及び学習の振興並びに前条の市民等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるように努めるものとする。

(調査の実施)

第 21 条 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(日常生活等に係る環境配慮)

第 23 条 市は、市民又は事業者が自らその日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減の目標について定め、その目標の達成状況の検証を行い、その結果に基づき、自らの日常生活又は事業活動に係る環境への負荷の低減について配慮するよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第 24 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第 25 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 26 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(環境審議会)

第 27 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

(1) 第 8 条第 3 項の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 環境の保全及び創造に関する事項

3 審議会は、前項に定めるもののほか、必要に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

5 委員は、環境の保全及び創造に関し、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成 13 年 12 月 25 日条例第 31 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

富士見市の環境（令和2年版）

令和3年3月

発行：富士見市

編集：富士見市自治振興部環境課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

TEL：049-252-7129 FAX：049-253-2700

HP：<http://www.city.fujimi.saitama.jp/>